

令和3年度  
新城市第二種特定鳥獣管理計画  
(ニホンジカ) 実施計画

令和3年4月



新 城 市

## 令和3年度 新城市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

	ページ
1 保護管理すべき鳥獣の種類.....	1
2 計画の期間.....	1
3 管理すべき区域.....	1
4 管理の目標.....	1
(1) 管理の目標.....	1
(2) エリア管理.....	1
(3) 現状.....	2
(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方.....	4
5 数の調整に関する事項.....	5
(1) 捕獲圧の調整.....	5
(2) 捕獲目標の達成に向けた取組.....	6
(3) 最適な捕獲数の検討.....	6
6 生息環境の保護及び整備に関する事項.....	6
(1) 生息環境の保護.....	6
(2) 生息環境の整備.....	6
7 被害防除対策に関する事項.....	6
8 その他の保護管理のために必要な事項.....	7
(1) 計画の実施体制.....	7
(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック.....	8
(3) 捕獲に伴う事故防止対策.....	8

## 令和3年度 新城市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が平成28年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

### 1 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### 3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、市内全域（旧新城市（以下「新城地区」という。）、旧鳳来町（以下「鳳来地区」という。）及び旧作手村（以下「作手地区」という。）とする。

### 4 管理の目標

#### (1) 管理の目標

適切な被害防除対策を実施するとともに、狩猟を有効に活用し、効果的な個体数調整を行うことにより、農林業への被害及び自然植生への影響の軽減を図るとともに、ニホンジカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とニホンジカとの適切な関係を構築する。

#### (2) エリア管理

地域個体群ごとに保全の重要性と現在の被害状況及び被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、県内の本宮山周辺地域個体群と茶臼山県境地域個体群は、ほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることなどから、個々の群れに優劣をつけることは困難である。このため、新城市全域を「重点管理エリア」とし、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ農林業被害等の未然防止又は減少を図る施策を推進する。

表1 エリア管理

	エリアの 目標	管理内容		
		環境整備	個体数調整	モニタリング
重点管理エリア	農林業被害の減少 生息密度の低減	生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種及び林相が多様で下層植生が豊かな森林に誘導する。	農業被害金額の大きいエリアで捕獲を重点化 エリア全体で適正な個体数に調整するための捕獲の徹底	農業被害金額の推移 階層ベイズ法による生息密度分布 WPUEによる生息密度指標

○ 重点管理エリア

県東部に位置する本宮山及び茶臼山周辺山間地域は、ニホンジカの主な生息地であり、個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な広がりや環境の確保を図りつつ、中山間地域の農林業被害防止等の徹底を図る。

(3) 現状

ア 生息状況

① 分布域

愛知県の調査によると、平成27年度のニホンジカの分布域は、図1に示すとおり県東部の森林部分全域に及びつつある。本市においては、ほぼ市内全域に生息している。

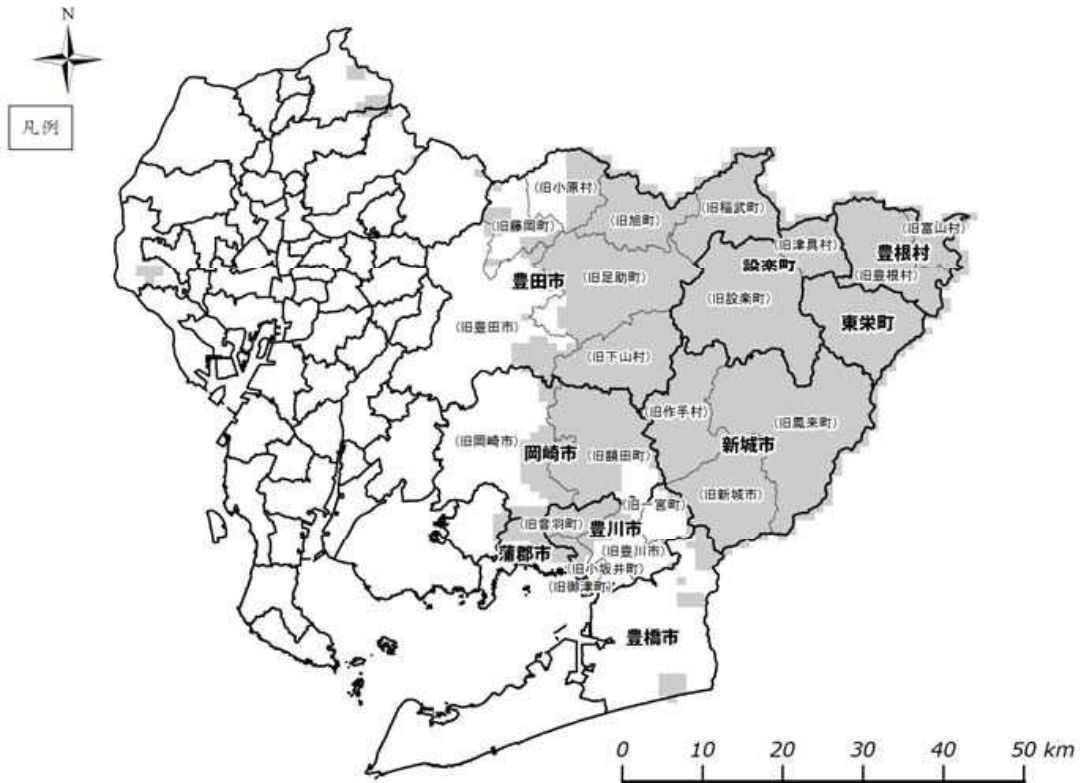


図1 ニホンジカの生息分布域（平成27年度）

出典：愛知県第二種特定鳥獣管理計画

## ② 生息動向

愛知県が平成 27 年度に実施したアンケート調査等によると、県内に生息するニホンジカは 22,880 頭と推定され、増加傾向であることがわかる

## ③ 捕獲状況

市内の個体数調整等による捕獲数を表 2 に示す。

表 2 ニホンジカの個体数調整実績 単位：頭

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
銃	297	294	265	236	178	129	188
わな	119	256	390	509	540	419	646
合計	416	550	655	745	718	548	834

## イ 生息環境と土地利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表 3 及び表 4 に示す。

新城地区は中山間地域で水田が多いため、山に隣接した里山から水田への出没が非常に多い。

鳳来地区は山村地域であり、山あいに民家が点在し、その周りには小規模な水田があり、獣類の被害を受け易いが、水田面積自体が比較的少なく、そのため、被害も少ない。

作手地区は山村地域ではあるが、標高が高い割には平坦地で水田の面積が多く、イノシシよりもニホンジカの生息数が上回っており、水稻の被害が多い。

市内の農地の占める割合は 5.7%程度であり、中山間地域及び里山の農地は、市内を流れる豊川の流域にある山に接した農地がある一方、山間の谷間を開墾した谷津田（やつだ）を利用した農地が多く、ニホンジカの被害を受けやすい形態となっている。

山林隣接地は耕作が放棄され、その後に植林がされたものが手入れできなくなっており、ニホンジカが好む温床となっている。このため、山林隣接地においてニホンジカによる農林作物被害の増加が報告されている。耕作放棄地の増加は、ニホンジカの個体数増加及び分布域拡大を助長しており、ニホンジカによる農林作物被害を増加させている要因だと考えられる。

表 3 林種別森林等面積 単位：ha

	総数	針葉樹		広葉樹		竹林		無立木地	
		面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
新城市	40,265	31,983	78.5%	8,283	20.3%	150	0.4%	345	0.8%

出典：平成 25 年度 愛知県林業統計書（愛知県農林水産部林務課）

\* 調査方法が異なるため下記の森林面積とは一致しない。

表 4 土地利用面積（地目別） 単位：ha

	行政面積	農用地		森林		その他	
		面積	割合	面積	割合	面積	割合
新城市	49,900	2,880	5.7%	41,620	82.8%	5,739	11.4%

出典：平成 26 年版 土地に関する統計年報（愛知県地域振興部土地水資源課）

## ウ 被害等

対象区域における平成 25 年度から令和元年度までの被害状況を表 5 に示す。被害面積は 4.8ha～18.7ha、被害量は 3.0t～15.5t、金額は 646 千円～3,936 千円と年度によって面積と金額にばらつきがある。平成 26 年度以降は停滞傾向にあったが、平成 30 年度は前年度と比較して増加している。

また、数値については、各年度とも調査精度が低いため、実際には数倍程度の被害があるものと推測される。

なお、小規模耕作者の被害や個数単位の収穫物被害といった一般生活における被害があり、数値として把握できない状況である。

表 5 ニホンジカの農林作物被害状況

計画区域	被害状況	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新城市	被害面積 (ha)	18.7	7.7	5.2	5.9	4.8	16.5	15.8
	被害量 (t)	14.7	3.4	3.0	3.5	4.1	15.5	14.4
	被害金額 (千円)	3,591	768	646	739	771	3,936	3,663
主な被害作物	水稲、果樹、飼料作物等							

出典：新城市農業課調べ

## (4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

## ア 順応的管理

目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリングし、評価し、必要に応じて次年度の施策の見直しを行うこととする(図 2 参照)。

また、捕獲数の目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

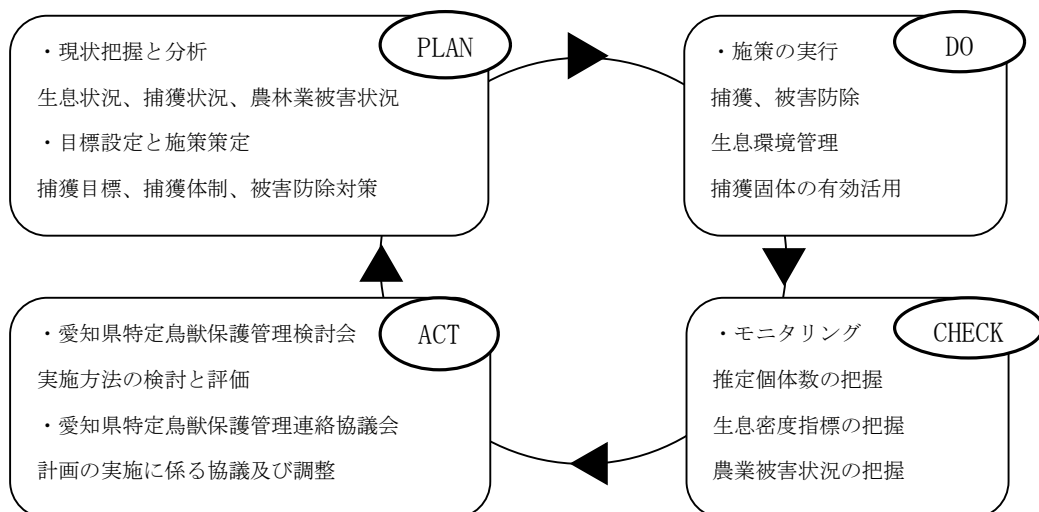


図 2 順応的管理の概念図

## イ 地区に合った活動への取り組み

鳥獣による被害対策は、捕獲、被害防除対策及び生息環境整備等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。このため、市内全域の保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどで、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。

## ウ 農林業被害等の未然防止対策

被害の未然防止に必要な地域においては、以下の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

- ・加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。
- ・農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- ・適正な個体数に調整することを目的としたニホンジカの捕獲を実施する。
- ・生息地となっている森林の間伐等の適正な維持管理により、樹種及び林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

## 5 数の調整に関する事項

## (1) 捕獲圧の調整

地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害防止等を図るため、個体数調整を行う。なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体等を中心に捕獲を実施する。

捕 獲 目 標										
本宮山周辺地域個体群の一定数を長期にわたり維持しつつ、農林業被害等の未然防止又は被害を出さないための個体数調整を行う。										

表6 ニホンジカの捕獲数

単位：頭

年度	H29 年度		H30 年度		令和元年度		令和2年度 (見込み)		令和3年度 (目標)	
	狩猟	個体 数調 整	狩猟	個体 数調 整	狩猟	個体 数調 整	狩猟	個体 数調 整	狩猟	個体 数調 整
捕獲数	265	718	213	548	215	834	100	1000	100	1200

個体数調整を実施し、防除対策の充実を図ることで、農林業被害は減少傾向にある。引き続き、特に農業被害の多い春から夏にかけての捕獲増を目指す。

令和元年度までの捕獲実績及び令和2年度の捕獲見込みを鑑み、令和3年度は、引き続き猟期中においても個体数調整を行い、個体数の増加が見られるため、1200頭を個体数調整のための捕獲目標とし、被害の減少を目指す。

なお、狩猟による捕獲頭数は、令和3年度は令和2年度と同じ100頭とした。

## (2) 捕獲目標の達成に向けた取組

市内全域において捕獲を強化する。

## (3) 最適な捕獲数の検討

捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。

なお、ニホンジカについては、捕獲効率（CPUE）、農業被害量等の状況を把握しながら生息数の増減を推定する。

これにより、最適な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

## 6 生息環境の保護及び整備に関する事項

### (1) 生息環境の保護

本市内における鳥獣保護区は、4箇所（新城市区域分2,750ha、1箇所で市界を越えて指定。設楽町(7ha)は外数。）指定されていて、その全てにニホンジカは生息している。

### (2) 生息環境の整備

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐や除伐等の適正な維持管理を行うことにより、樹種及び林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのニホンジカの生息可能な環境が整備される。

農地、集落周辺における耕作放棄地、藪・雑草地等は、草地化してニホンジカに餌場を提供することになるとともにニホンジカの農地等への侵入を誘引する要因ともなるため、土地管理者や農家等が刈り払い等をこまめに行うなどの適正な管理に努めることができるように農家への指導を行う。

これらの環境整備を進めて、ニホンジカの農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

## 7 被害防除対策に関する事項

### ○ 被害防除対策の評価

ニホンジカの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵設置、環境管理として草刈りが各々の地域の状況に応じて実施されている。

現在のところ、電気柵(鹿用は3段)による防除は「非常に効果あり」との意見が出されており、銃による捕獲も「効果あり」と考えられている。

効果が高いと考えられる電気柵においては、コスト面での課題が大きく、市としては電気柵の設置者に対し補助をしている。

また、捕獲従事者の養成、集落指導等の防除対策を積極的に行っている。



表7 ニホンジカの被害防除対策の評価（平成30年度）

計画区域 (市町村名)	被害動向	防除対策					環境管理	
		網	電気柵 鹿用3段	忌避剤	トタン	金属柵	草刈	未収穫農作物の回収等
新城市	減少傾向	○	◎	△	△	○	○	実施

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない 出典：農家聞き取り調査による

## 8 その他の保護管理のために必要な事項

### (1) 計画の実施体制

#### ア 計画作成体制

市を中心に利害関係者、関係団体及び関係機関が協議して、実施計画を作成する。

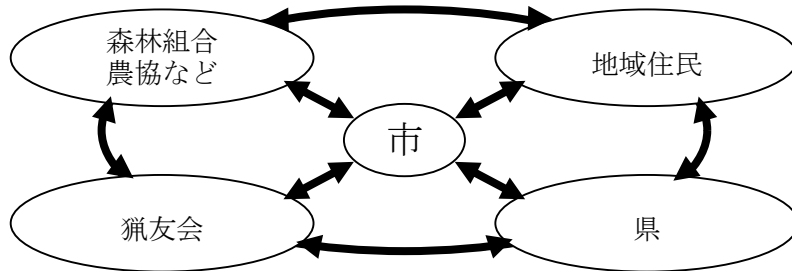


図3 計画作成の協議イメージ

#### イ 状況の把握収集体制

##### ○ 被害状況

###### ・農林業被害

農協、農家、森林組合、林業者、鳥獣害対策相談員、地域住民が被害状況を把握し、市（農業課）に連絡する。

###### ・生活環境被害

地域住民、市（農業課）、県、警察などが状況を把握し、市（環境政策課）に連絡する。

##### ○ 捕獲状況

###### ・狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を、県が市に連絡する。

※市が狩猟実績の集計は行わない。

###### ・個体数調整による捕獲

市が実施する個体数調整を集計し、市は把握する。

##### ○ 生息状況

県が実施する生息状況調査（概ね5年毎）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率（CPUE）の変化を、県が市に連絡する。また、地域住民のほかに魚釣りや山菜取りなどで地域に入る人から目撃情報等を収集する。

## ウ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。このため、被害者、生産組合、農協及び地域住民が協力して、ニホンジカの出没情報を市及び捕獲者に提供し、効率的な捕獲を支援する。また、銃による捕獲数の大幅な拡大は難しいことから、わなによる捕獲についても奨励する。

平成 24 年度から鳥獣被害対策実施隊を組織し、緊急性を有する農作物被害情報・出没情報等に対し、速やかな対応を実施している。

## エ 環境管理体制

ニホンジカを寄せ付けない草刈などの環境管理は、被害者、地域住民及び関係団体等が一体となつて行う。

## オ 被害防除体制

農家、農協、林業家、森林組合及び鳥獣害対策相談員の連携により最適な防除対策を講じる。市、県はこれを支援する。

## カ 生息環境整備体制

県及び市による森林の管理にあたっては、間伐を実施するなどの野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

## (2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック

市及び県は、捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別、妊娠率等を把握する。また、狩猟時のニホンジカに関する単位努力量あたりの捕獲数・目撃数（CPUE・WPUE）について情報の収集や活用を検討する。

これに加え、市は農林業関係団体等の協力を得て、対象区域における前年度の被害状況、生息環境管理状況、被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めた効果の把握に努める。

これらを踏まえ、毎年度、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会<sup>※1</sup>及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会<sup>※2</sup>において、各地域の目的に沿って協議・検討し、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画を作成し、その中で捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。

※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織

※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会：学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域代表者からなる組織

## (3) 捕獲に伴う事故防止対策

里山等で分布域を拡大させないためのニホンジカの捕獲を行う一方で、里山の積極的な活用を促進するために入入りする者と捕獲を実施する者の双方に対して、十分な事故防止のための注意喚起等を促し、捕獲に伴う事故発生を防止するものとする。